

## 大村市環境保全条例

# 建築協議書提出の手引き

大村市環境保全条例では、市民の良好な生活環境の確保を目的として、市内に建築される工場・事業場等や公共下水道の処理区域外に建築される建築物の建築主に、汚水処理・排水施設の計画及び建築により予想される公害等の防止策について、建築協議書の提出を義務付けています。

**大村市 市民環境部**

**環境保全課 環境対策グループ**

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

電話 0957-53-4111 内線 142

---

## 目 次

---

### (Ⅰ) 建築協議の流れ . . . . . P.1

### (Ⅱ) 建築協議書の提出について

- 1 建築協議書の提出が必要な建築物 . . . . . P.2
- 2 建築協議書を提出する人 . . . . . P.2
- 3 提出書類 . . . . . P.2
- 4 提出期限 . . . . . P.2
- 5 建築協議書の変更 . . . . . P.3
- 6 建築協議書の取下げ . . . . . P.3
- 7 建築工事が完成してから提出する書類 . . . . . P.3
- 8 提出様式の入手先 . . . . . P.3
- 9 提 出 先 . . . . . P.3
- 10 建築協議書の記入例および記入上の注意
  - (1)建築協議書（様式第 9 号） . . . . . P.4～P.5
  - (2)建築物等に関する事項 . . . . . P.6～P.7
  - (3)誓約書（様式第 12 号） . . . . . P.8
  - (4)遅延理由書（任意様式） . . . . . P.9
  - (5)建築変更協議書（様式第 9 号） . . . . . P.10～P.11
  - (6)建築工事完成届（様式第 11 号） . . . . . P.12～P.13

### (Ⅲ) 建築工事業者の皆さまへのお願い

- 1 建築工事に係わる注意事項 . . . . . P.14
  - 2 事前説明の大切さ . . . . . P.14
- ◆大村市環境保全条例及び施行規則（抜粋） . . . . . P.15
- ◆提出書類等様式 . . . . . P.16～P.21

## (I) 建築協議の流れ

### 1 建築協議書の提出

【 建築主 ⇒ 市 】

建築確認申請の30日前までに提出してください。



### 2 建築決定通知書の交付

【 市 ⇒ 建築主 】

提出された建築協議書を関係各課において審査後に交付します。



### 3 建築工事の実施

【 建築主 】

提出した内容に基づき施工してください。



### 4 建築変更協議書の提出

【 建築主 ⇒ 市 】

規定された事項に変更がなければ、提出の必要はありません。



### 5 建築工事完成届の提出

【 建築主 ⇒ 市 】

工事完成後、7日以内に提出してください。



## (Ⅱ) 建築協議書の提出について

### 1 建築協議書の提出が必要な建築物

---

- (1)大村市内に建築される工場・事業場等は、全て対象となります。
- (2)公共下水道区域外に建築されるものであれば、一般の住宅やマンション、アパート等も対象となります。

※公共下水道区域については、下水道工務課（Tel：0957-53-1682）にご確認ください。

### 2 建築協議書を提出する人

---

- (1)建築主が提出者となります。
- (2)建築主が法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が提出してください。

### 3 提出書類

---

下記の**建築協議書一式（様式及び添付書類）を2部（正本・副本）**提出してください。

- (1)**建築協議書**（記入例 P. 4・記入要領 P. 5・様式 P. 16）
- (2)**建築物等に関する事項**（記入例 P. 6・記入要領 P. 7・様式 P. 17）
- (3)**誓約書**（記入例・記入要領 P.8・様式 P.18）
- (4)添付書類
  - イ **建築物の位置図**
  - ロ **建築物各階の平面図**
  - ハ **建築物内及び敷地内の排水施設が確認できる図面**
- (5)必要に応じて提出する書類  
提出期限までに提出できない場合は、遅延理由書（記入例・記入要領 P.9・参考様式 P.19）

### 4 提出期限

---

提出期限は以下のとおりです。

- (1) 建築基準法の規定により建築確認の申請を必要とする場合、申請しようとする日の30日前まで。
- (2) 都市計画法又は農地法の規定による建築及び土地の形質の変更並びに用地の取得等に係る許可等を要する場合 当該許可等の申請をしようとする日の30日前まで。
- (3) 前2号に該当しない場合 建築をしようとする日の50日前まで。

※「30日前まで」とは、建築確認申請を行おうとする日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日までです。

(例) 5月20日に建築確認申請を行う場合は、4月19日までに提出してください。

4月19日	4月20日 ~ 5月19日	5月20日
提出期限	30日間	建築確認申請日

## 5 建築協議書の変更

次の内容の変更に該当する場合は、変更に係る行為を実施しようとする30日前までに、建築変更協議書(記入例P.10・記入要領P.11・様式P.16)を提出してください。

- (1) 汚水等の処理内容の変更
- (2) 予想される公害等の種別及び防止策の変更
- (3) 建築物の構造内容の変更
- (4) 工期の著しい変更

## 6 建築協議書の取下げ

次の内容の変更はできません。

該当する場合は、既に提出している建築協議書を取り下げて、新たに建築協議書を提出してください。取下げについては、事前に環境保全課へご相談ください。

- (1) 建築主の変更
- (2) 建築物の所在地の変更
- (3) 建築物の種別の変更

## 7 建築工事が完成してから提出する書類

建築工事が完成したときは7日以内に、建築工事完成届(記入例P.12・記入要領P.13・様式P.20)を提出してください。

## 8 提出様式の入手先

(1)大村市ホームページの下記の場所からダウンロードしてください。

ホーム > 暮らしの情報 > 申請書ダウンロード > まちづくり > 建築(変更)協議書等の各種様式

(2)各種検索サイトで   で検索してください。

## 9 提出先

**大村市役所 環境保全課 環境対策グループ**

住所：大村市玖島1丁目25番地(別館1階)

電話：0957-53-4111(内線142)

- ◆建築物の高さが10mを超える場合は、建築確認申請を行う前に、電波障害防止計画書の届出が必要です。
- ◆建築工事において、騒音規制法及び振動規制法に規定する、特定建設作業を実施する場合は、7日前までに特定建設作業実施の届出が必要です。

**いずれの場合も、大村市役所環境保全課へお問い合わせ下さい。**

様式第9号（第9条、第12条関係）

① 建築 ~~（変更）~~ 協議書

②

令和3年 4月9日

大村市長

様

③

建築主 住所 ○○県○○市○○町○○  
氏名 大村 太郎

大村市環境保全条例第7条第1項の規定による同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

④	建築物の所在地	大村市○○町○○-○
⑤	建築物の種別	工場
⑥	建築物の構造内容	構造 鉄骨 造 平屋 建 延面積 1006.5 平方メートル
⑦	工期	着工 令和3年 6月15日 完成予定 令和3年 12月14日

添付書類

- 1 大村市環境保全条例第7条第1項の汚水の処理施設及び排水施設の計画書  
(放流先を明記すること)
- 2 位置図、配置図、各階平面図、関連施設（道路、水路、水道等）の図面
- 3 その他市長が必要と認める資料

① ・新規の建築協議書の場合は「(変更)」の部分を二重線で消してください。

- ・提出日を記載してください。
- ・建築確認申請を行おうとする日の30日前までに提出してください。
- ・「30日前まで」とは、建築申請を行おうとする日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日までです。

② (例) 5月20日に建築確認申請を行う場合は、4月19日までに提出してください。

4月19日	4月20日 ~ 5月19日	5月20日
提出期限	30日間	建築確認申請日

※提出期限までに提出できない場合は、遅延理由書を提出してください。  
(記入例・記入要領 P.9)

③ ・建築物の建築主が、提出者となります。  
・法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。

④ ・建築物の所在地を地番まで記入してください。

- ・建物の種別は、住宅、公共住宅、併用住宅、事務所、倉庫、農舎、車庫、工場、その他の中で該当するものを記入してください。

⑤ ・「その他」の場合は、括弧を設けて建築物の種別を具体的に記入してください。  
(例 : 「その他 (幼稚園)」)

⑥ ・建築物の構造及び延面積 (建築物の各階の床面積の合計) を記入してください。

⑦ ・着工予定日と完成予定日を記入してください。

- ※注意
- 建築協議書及び添付書類は、2部 (正・副) 作成し提出してください。
  - 消せるボールペンは、使用しないでください。
  - 提出期限までに提出できない場合は、遅延理由書を提出してください。  
(記入例・記入要領 P.9)
  - 「建築物の構造内容の変更」、「工期の著しい変更」の場合は、変更に係る行為を実施しようとする30日前までに、建築変更協議書を提出してください。
  - 「建築主の変更」、「建築物の所在地の変更」、「建築物の種別の変更」の場合は、既に提出している建築協議書を取り下げて、新たに建築協議書を提出してください。

## (2)建築物等に関する事項（記入例）

## 建築物等に関する事項

(建築物から排出する汚水の処理施設及び排水施設の計画・建築物の建築により予想される公害等の防止策)

①	建築主の住所 氏名・電話番号	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇-〇 大村 太郎 電話(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇		
②	建築物の所在地	大村市〇〇町〇〇-〇		
③	新築・増築の別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(1006.5 m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 増築( . m <sup>2</sup> )		
④	建築物の種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 農舎 <input type="checkbox"/> 車庫 <input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他( )		
⑤	業種等	食品製造業		
⑥	汚水処理区域	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道区域 <input type="checkbox"/> 農業集落排水区域 <input type="checkbox"/> 浄化槽区域		※ 計画・認可・供用開始
⑦	用途地域	<input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第2種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 無指定(都市計画区域内) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外		
⑧	(A) 建築物の区分	(B) 汚水等の内容	(C) 汚水等の処理	(D) 放流先
	<input checked="" type="checkbox"/> ① 工場・事業場等 除害施設の有無 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	・原料用水及び機器雑排水などの薬品洗浄後のすすぎ水が主体 ・し尿及び雑排水 除害施設の内容 活性汚泥処理装置	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水 <input type="checkbox"/> 高度型浄化槽(人槽) <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽(人槽) <input type="checkbox"/> その他( )	— — <input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他水路等( )
	<input type="checkbox"/> ② 住宅・共同住宅又は店舗・事務所等で、し尿及び雑排水のみの場合	し尿及び雑排水	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽(人槽) <input type="checkbox"/> その他( )	— — <input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他水路等( )
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 共通	雨水	<input type="checkbox"/> 処理あり( ) <input checked="" type="checkbox"/> 処理なし	<input checked="" type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他水路等( )
⑨	環境負荷 予想される公害等の種別	<input type="checkbox"/> 大気汚染 <input checked="" type="checkbox"/> 水質汚濁 <input type="checkbox"/> 土壌汚染 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 地盤沈下 <input checked="" type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> なし		
	防止策	活性汚泥浄化装置の点検・検査等の業務委託契約を持って防止策とする。 仮に公害が生じれば、建築主が責任を持って改善処置を行う。		
⑩	設計者住所・氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇設計 大村 次郎 電話(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇		
	施工者住所・氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇建設 大村 三郎 電話(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇		
	排水設備指定工事店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇設備 玖島 一郎 電話(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇		
	その他の特記事項			
※受付年月日		年 月 日	※受付番号	—
			※受付者	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 該当する項目の □ に ✓印 を付け、必要事項を記入すること。



## (2)建築物等に関する事項 (記入要領)

- ① ・ 建築主の氏名、住所、電話番号を記入してください。  
・ 法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。
- ② ・ 建築物の所在地を地番まで記入してください。
- ③ ・ 新築と増築のいずれかを選択してください。  
・ 新築の場合は延面積（建築物の各階の床面積の合計）を、増築の場合は増築分の床面積を括弧内に記入してください。
- ④ ・ 該当する建築物の種別に☑印を付けてください。  
・ その他の場合は、括弧内に建築物の種別を具体的に記入してください。
- ⑤ ・ 事業の用に供する場合は、業種又は事業内容を記入してください。
- ⑥ ・ 該当する汚水処理区域に☑印を記入してください。  
・ 汚水処理区域については、下水道工務課（大村市西三城町 124 番地 TEL : 0957-53-1682）にご確認ください。  
・ ※印の欄には、記入しないでください。
- ⑦ ・ 該当する都市計画区域の用途地域に☑印を記入してください。

### ⑧ ㊦建築物の区分

- ・ ㊦工場・事業場等の場合は、除害施設のあり・なしに☑印を記入してください。
- ・ ㊦工場・事業場等であっても発生する汚水がし尿及び雑排水だけの場合は、㊦に☑印を記入してください。
- ・ 雨水排水がある場合は、㊦に☑印を記入してください。

### ㊦ 汚水等の内容

- ・ ㊦工場・事業場等の場合は、具体的に記入してください。
- ・ 除害施設ありの場合は、除害施設の内容を記入してください。

⑧

### ㊦ 汚水等の処理

- ・ 該当する処理方法に☑印を記入してください。その他の場合は、括弧内に処理方法を具体的に記入してください。
- ・ 雨水の処理についても、処理のあり・なしに☑印を記入してください。処理ありの場合は、括弧内に処理方法を具体的に記入してください。

### ㊦ 放流先

- ・ 該当する放流先に☑印を記入してください。その他水路等の場合は、括弧内に放流先を具体的に記入してください。

⑨

- ・ 予想される公害等の種別に☑印を付け、それに対する防止策を記入してください。
- ・ 公害等が予想されない場合は、なしに☑印を付けてください。

⑩

- ・ 設計者、施工者、排水設備指定工事店の住所、氏名、電話番号を記入してください。
- ・ 法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。

### ※注意

- 建築物等に関する事項は、2部（正・副）作成し提出してください。
- 消せるボールペンは、使用しないでください。
- 「汚水等の処理内容の変更」、「予想される公害等の種別及び防止策の変更」の場合は、変更に係る行為を実施しようとする30日前までに、建築変更協議書を提出してください。

様式第 12 号 (第 12 条関係)

誓 約 書

今般、大村市環境保全条例施行規則第 9 条の規定による協議書を提出するにあたり、次のことを忠実に履行することを誓約いたします。

記

同意を受けたうえは、別添計画書のとおり工事を施行し違反する行為はいたしません。

① 令和 3 年 4 月 9 日

大村市長 様

② 届出者 住所 ○○県○○市○○町○○  
氏名 大村 太郎

(3)誓約書 (記入要領)

① ・建築 (変更) 協議書と同じ提出日を記入してください。

② ・建築 (変更) 協議書の建築主と同じ住所、氏名を記入してください。

※注意 ●誓約書は、2 部 (正・副) 作成し提出してください。  
●消せるボールペンは、使用しないでください。

遅延理由書

①

令和3年 4月9日

大村市長

様

②

住所 ○○県○○市○○町○○  
氏名 大村 太郎

今般、大村市環境保全条例第7条に基づく建築協議書を、建築確認申請前30日以内に提出しなければならないところ、下記の理由のため遅延いたしました。

今後は、このようなことがないように注意を払い、大村市環境保全条例を厳守いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

【遅延理由】

- ③ ① 建築協議書の提出期限を、承知していなかったため。  
2.その他

( )

(4)遅延理由書 (記入要領)

① ・建築(変更)協議書と同じ提出日を記入してください。

② ・建築(変更)協議書の建築主と同じ住所、氏名を記入してください。

③ ・該当する遅延理由の番号を、○で囲ってください。  
・その他の場合は、括弧内に具体的な理由を記入してください。

※注意 ●遅延理由書は、2部(正・副)作成し提出してください。  
●消せるボールペンは、使用しないでください。  
●遅延理由書は様式が定められていませんので、この様式によらずとも、遅延理由が簡潔に記入されていれば、任意の様式で構いません。

(5)建築変更協議書 (記入例)

様式第9号(第9条、第12条関係)

(平13規則16・一部改正、平20規則2・旧様式第4号線下・一部改正)

① 建築 (変更) 協議書

② 令和3年 9月 3日

大村市長 様

③ 建築主 住所 ○○県○○市○○町○○  
氏名 大村 太郎

大村市環境保全条例第7条第1項の規定による同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

④	建築物の所在地	大村市○○町○○-○		
⑤	建築物の種別	工場		
⑥	建築物の構造内容	構造	鉄骨造	平屋建
		延面積	1501.5	平方メートル
⑦	工期	着工	令和3年6月15日	
		完成予定	令和4年3月14日	

添付書類

- 1 大村市環境保全条例第7条第1項の汚水の処理施設及び排水施設の計画書  
(放流先を明記すること)
- 2 位置図、配置図、各階平面図、関連施設(道路、水路、水道等)の図面
- 3 その他市長が必要と認める資料

※記入例では変更内容を、延面積の変更と、完成予定日の著しい変更とし、変更に係る行為実施日を令和3年10月5日とした場合を例としています。

① ・「変更」を丸で囲ってください。

- ・提出日を記入してください。
- ・変更に係る行為を実施しようとする日の30日前までに提出してください。
- ・「30日前まで」とは、変更に係る行為を実施しようとする日の前日を第1日目としてさかのぼり、31日目に相当する日までです。

② (例) 10月5日に変更に係る行為を実施する場合は、9月4日までに提出してください。

9月4日	9月5日 ~ 10月4日	10月5日
提出期限	30日間	変更に係る行為実施日

※提出期限までに提出できない場合は、遅延理由書を提出してください。(記入例 P.9)

③ ・建築物の建築主が、提出者となります。  
・法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。  
★建築主の変更はできません。変更がある場合は、既に提出している建築協議書を取り下げて、新たに建築協議書を提出してください。

④ ・建築物の所在地を地番まで記入してください。  
★建築物の所在地の変更はできません。変更がある場合は、既に提出している建築協議書を取り下げて、新たに建築協議書を提出してください。

⑤ ・建物の種別は、住宅、公共住宅、併用住宅、事務所、倉庫、農舎、車庫、工場、その他の中で該当するものを記入してください。

⑤ ・「その他」の場合は、括弧を設けて建築物の種別を具体的に記入してください。  
(例：「その他(幼稚園)」)  
★建築物の種別の変更はできません。変更がある場合は、既に提出している建築協議書を取り下げて、新たに建築協議書を提出してください。

⑥ ・変更後の建築物の構造及び延面積(建築物の各階の床面積の合計)を記入してください。  
・変更がない場合は、当初提出した建築協議書に記入した、建築物の構造及び延面積を記入してください。

⑦ ・工期の著しい変更がある場合は、変更後の着工予定日と完成予定日を記入してください。  
なお、軽微な変更については提出の必要はありません。  
・変更がない場合は、当初提出した建築協議書に記入した、着工予定日と完成予定日を記入してください。

※注意 ●建築変更協議書は、2部(正・副)作成し提出してください。  
●消せるボールペンは、使用しないでください。  
★変更理由及び変更前と変更後の比較ができる書面(任意様式)を添付してください。  
★「建築物の構造内容の変更」、「汚水等の処理内容の変更」、「予想される公害等の種別及び防止策の変更」の場合は、変更後の内容が確認できる「建築物等に関する事項」及び「変更内容が確認できる図面」を添付してください。

(6)建築工事完成届 (記入例)

様式第 11 号 (第 11 条関係)

建 築 工 事 完 成 届

① 令和 4 年 3 月 1 8 日

大村市長 様

② 建築主 住所 ○○県○○市○○町○○  
氏名 大村 太郎

大村市環境保全条例施行規則第 11 条の規定により、建築工事が下記の通り完成したので届け出ます。

記

③	建築物の種別・名称	工 場 (○○食品大村工場)
④	施 工 の 所 在 地	大村市○○町○○-○
⑤	協 議 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 0 日
⑥	工 期	令和 3 年 6 月 1 5 日
		令和 4 年 3 月 1 4 日
⑦	完 成 年 月 日	令和 4 年 3 月 1 4 日
⑧	建築物の構造内容	構造 鉄骨 造 平屋 建
		延面積 1 5 0 1 . 5 平方メートル

## (6)建築工事完成届 (記入要領)

- ①
  - ・提出日を記入してください。
  - ・建築工事の完成後、7日以内に提出してください。
- ②
  - ・建築物の建築主が、提出者となります。
  - ・法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名を記入してください。
- ③
  - ・建築協議書と同じ「建築物の種別」を記入してください。
  - ・建築物に名称があれば記入してください。(工場名、店舗名等)
- ④
  - ・建築協議書と同じ「建築物の所在地」を記入してください。
- ⑤
  - ・市から通知した「建築決定通知書」に記載された、協議のあった日を記入してください。

※建築決定通知書(通知文)  
大村市環境保全条例第7条第1項の規定により、年 月 日付けで協議のあった建築について下記のとおり決定したので通知します。
- ⑥
  - ・実際にかかった工期について記入してください。
  - ・建築協議書又は建築変更協議書と照合し、相違があれば内容をお尋ねする場合があります。
- ⑦
  - ・実際に完成した日を記入してください。
  - ・建築協議書又は建築変更協議書と照合し、相違があれば内容をお尋ねする場合があります。
- ⑧
  - ・建築協議書又は建築変更協議書と同じ「建築物の構造内容」を記入してください。

- ※注意

  - 建築工事完成書は、1部作成し提出してください。
  - 消せるボールペンは、使用しないでください。





## (Ⅲ) 建築工事業者の皆さまへのお願い

建築工事における騒音、振動、粉じん等の防止対策で最も大切なことは、着工前の計画段階で周辺への影響を検討し、適切な防止対策を図ることです。

また、無用なトラブルを避けるためにも、周辺住民に対しては、事前に工事内容、工事期間、使用機械等の説明を行いましょう。

### 1 建築工事に係わる注意事項

- ① 周辺住民に対して、事前に工事内容、工事期間、使用機械等の説明を行う。
  - (1) 戸別訪問や、お知らせのチラシの配布等
  - (2) 工程や担当者の連絡先を記載した掲示板の設置
- ② 可能な限り低騒音、低振動工法を採用する。
- ③ 工事現場の周囲は、防音パネルやシートで養生する。
- ④ コンプレッサーなど同じ場所で長時間使用する機械は、周辺への影響の少ない場所に設置する。
- ⑤ 騒音、振動が発生する機械の使用については、使用時間を考慮し、朝の早い時間や、夕方以降の作業は控える。
- ⑥ 機材の搬出入時やアイドリングによる車両のエンジン音、話し声、ラジオ等などにより周辺住民に迷惑をかけないように配慮する。
- ⑦ 工事に伴って粉じんが発生しないよう、散水や覆い等を施す。
- ⑧ 騒音、振動等の公害の発生状況を監視し、住民からの苦情等に対応する工事現場責任者を明確にし、苦情があった場合には速やかに対応する。
- ⑨ 法律を遵守する。
  - (1) 特定建設作業実施届出書の提出
  - (2) 規制基準の遵守

### 2 事前説明の大切さ

本市には、建築・建設工事に伴う騒音や振動についての苦情が寄せられており、トラブルに発展するケースも増えております。これら苦情の大半は、近隣住民に対する工事内容や工事期間などの説明不足が原因で、事前に防げるケースが多く見受けられます。

例えば、次のような苦情がよく寄せられます。

「今朝から工事が突然始まった。何の説明も受けていないが…」

「工事を行うとの連絡は受けていたが、あんなに大きな機械を使うとは聞いていない。」

「解体工事のホコリで洗濯物が汚れた。連絡を受けていれば外には干さなかったのに…」

それまで何もなかった場所に、ある日突然、建設資材が運び込まれたり、急に大きな建設機械が動き出したりするということがあれば、建設現場周辺の住民は不安な気持ちになるものです。工事を始める前に、周辺住民に対して十分に工事期間や工事内容の説明を行えば、トラブルを防ぐことができます。

工事開始前に一言あいさつをしておくだけで、後々のトラブルを未然に防ぐことができ、事前の説明をしておけば、クレームが出てから初めて説明をするよりは、ずっとスムーズに解決するはずです。遅くとも着工の一週間前には周辺の住民に対して工事の内容や工期などを具体的に説明しておくようにしましょう。



## ○大村市環境保全条例（抜粋）

### （建築物の建築）

第7条 大村市内において工場、事業場等の用に供する建築物(以下「工場等」という。)を建築しようとする建築主及び下水道の処理区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)外の区域に工場等以外の建築物を建築しようとする建築主は、次に掲げる事項についてあらかじめ市長の同意を得なければならない。

- (1) 建築物から排出する汚水の処理施設及び排水施設の計画
- (2) 建築物の建築により予想される公害等の防止策
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、建築主が、前項の同意を得ず、又は同項各号に規定する事項の内容に適合しない建築物を建築させ、又は建築しているときは、適切な指導又は勧告を行うものとする。

## ○大村市環境保全条例施行規則（抜粋）

### （建築物の建築に伴う同意）

第9条 条例第7条第1項に規定する同意を得るには、建築(変更)協議書(様式第9号)によるものとする。

### （建築物の建築に対する同意の可否）

第10条 条例第7条第1項に規定する同意の可否は、建築決定通知書(様式第10号)によるものとする。

### （建築工事完成届）

第11条 条例第7条第1項の規定による同意を得て工事が完成したときは、7日以内に建築工事完成届(様式第11号)を提出しなければならない。

### （協議書の提出期限等）

第12条 第3条に規定する協議書の提出期限は、毎月15日とする。ただし、その日が休日(大村市の休日を定める条例(平成3年大村市条例第26号)第1条第1項に規定する日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日前において最後の休日でない日とする。

2 第9条に規定する協議書を提出する者は、誓約書(様式第12号)を添付した上で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により建築確認の申請を必要とする場合 申請しようとする日前30日
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)又は農地法(昭和27年法律第229号)の規定による建築及び土地の形質の変更並びに用地の取得等に係る許可等を要する場合 当該許可等の申請をしようとする日前30日
- (3) 前2号に該当しない場合 建築をしようとする日前50日

3 条例第7条第1項の規定により同意を得た事項を変更しようとするときは、当該変更に係る行為を実施しようとする日前30日までに、建築(変更)協議書を市長に提出しなければならない。

建 築 （ 変 更 ） 協 議 書

年 月 日

大村市長 様

建築主 住所  
氏名

大村市環境保全条例第7条第1項の規定による同意を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

建築物の所在地	大村市
建築物の種別	
建築物の構造内容	構造 鉄骨 造 平屋 建 延面積 平方メートル
工期	着 工 年 月 日 完成予定 年 月 日

添付書類

- 1 大村市環境保全条例第7条第1項の汚水の処理施設及び排水施設の計画書  
(放流先を明記すること)
- 2 位置図、配置図、各階平面図、関連施設（道路、水路、水道等）の図面
- 3 その他市長が必要と認める資料

## 建築物等に関する事項

(建築物から排出する汚水の処理施設及び排水施設の計画・建築物の建築により予想される公害等の防止策)

建築物の住所 氏名・電話番号					電話 (      )      -	
建築物の所在地	大村市					
新築・増築の別	<input type="checkbox"/> 新築 (      .      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 増築 (      .      m <sup>2</sup> )					
建築物の種別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 農舎 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 (      )					
業種等						
汚水処理区域	<input type="checkbox"/> 公共下水道区域 <input type="checkbox"/> 農業集落排水区域 <input type="checkbox"/> 浄化槽区域			※ 計画・認可・供用開始		
用途地域	<input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第2種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第1種住居地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> 無指定(都市計画区域内) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外					
環境 負 荷	建築物の区分	汚水等の内容	汚水等の処理	放流先		
	<input type="checkbox"/> 工場・事業場等  <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">                     除害施設の有無  <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし                 </div>		除害施設の内容  <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 公共下水道	—	
				<input type="checkbox"/> 農業集落排水	—	
				<input type="checkbox"/> 高度型浄化槽 (      人槽)	<input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川	
				<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽 (      人槽)	<input type="checkbox"/> その他水路等 (      )	
<input type="checkbox"/> その他 (      )	<input type="checkbox"/> その他 (      )					
<input type="checkbox"/> 住宅・共同住宅 又は店舗・事務所 等で、し尿及び雑 排水のみの場合	し尿 及び 雑排水		<input type="checkbox"/> 公共下水道	—		
			<input type="checkbox"/> 農業集落排水	—		
			<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽 (      人槽)	<input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他水路等 (      )		
			<input type="checkbox"/> その他 (      )	<input type="checkbox"/> その他 (      )		
<input type="checkbox"/> 共 通	雨 水		<input type="checkbox"/> 処理あり (      )	<input type="checkbox"/> 道路側溝 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他水路等 (      )		
			<input type="checkbox"/> 処理なし	<input type="checkbox"/> その他 (      )		
環境 負 荷	予想される公害 等の種別	<input type="checkbox"/> 大気汚染 <input type="checkbox"/> 水質汚濁 <input type="checkbox"/> 土壌汚染 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 地盤沈下 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> その他 (      ) <input type="checkbox"/> なし				
	防 止 策					
設計者 住所・氏名						電話 (      )      -
施工者 住所・氏名						電話 (      )      -
排水設備指定工事店						電話 (      )      -
その他の特記事項						
※受付年月日		年 月 日	※受付番号		—	※受付者

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 該当する項目の □ に ✓印 を付け、必要事項を記入すること。

## 誓 約 書

今般、大村市環境保全条例施行規則第 9 条の規定による協議書を提出するにあたり、次のことを忠実に履行することを誓約いたします。

### 記

同意を受けたうえは、別添計画書のとおり工事を施行し違反する行為はいたしません。

年 月 日

大村市長 様

届出者 住所  
氏名

# 遅延理由書

年 月 日

大村市長 様

住 所  
氏 名

今般、大村市環境保全条例第7条に基づく建築協議書を、建築確認申請前30日以内に提出しなければならないところ、下記の理由のため遅延いたしました。

今後は、このようなことがないように注意を払い、大村市環境保全条例を厳守いたしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い致します。

## 【遅延理由】

- 1 建築協議書の提出期限を、承知していなかったため。
- 2 その他

( )

## 建 築 工 事 完 成 届

年 月 日

大村市長 様

建築主 住所  
氏名

大村市環境保全条例施行規則第 11 条の規定により、建築工事が下記の通り完成したので届け出ます。

### 記

建築物の種別・名称	
施 工 の 所 在 地	大村市
協 議 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
建築物の構造内容	構造 造 建 延面積 平方メートル

建 築 決 定 通 知 書

年 月 日

様

大村市長

大村市環境保全条例第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで協議の  
あった建築について下記のとおり決定したので通知します。

記

建築物の種別・名称	
施工の所在地	
工 期	着 工 年 月 日 完成予定 年 月 日
同 意 の 可 否	同意する 同意しない
環境保全についての 指示及び条件	

注意

- 1 この処分に不服があるときは、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に大村市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大村市を被告（訴訟において大村市を代表する者は大村市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。